

第四十三回国会 社会労働委員会 議 録 第三十五号

(四七三)

昭和三十三年五月二十九日(水曜日)

午前十一時四十三分開議

出席委員

委員長 秋田 大助君

理事 井村 重雄君 理事 小澤 辰男君

理事 齋藤 邦吉君 理事 藤本 拾助君

理事 柳谷 清三郎君 理事 大原 亨君

理事 河野 正君 理事 八木 一男君

上村 千一郎君 浦野 幸男君

龜岡 高夫君 久保田 円次君

久保田 藤麿君 田澤 吉郎君

田中 正巳君 中野 四郎君

古川 丈吉君 前田 義雄君

松山 千恵子君 森田 重次郎君

米田 吉盛君 淺沼 享子君

五島 虎雄君 田邊 誠君

瀧井 義高君 長谷川 保君

中村 英男君 本島 百合子君

出席國務大臣

厚生 大臣 西村 英一君

出席政府委員

厚生政務次官 渡海 元三郎君

厚生事務官 熊崎 正夫君

(大臣官房長) 厚生事務官 大山 正君

(社会局長) 厚生事務官 山本 正淑君

(年金局長) 労働事務官 三治 重信君

(職業安定局長) 委員外の出席者

専門員 安中 忠雄君

五月二十九日

理事 井村重雄君同日理事辞任につき、その補欠として藤本拾助君が理

事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

老人福祉法案(内閣提出第九八号)

○秋田委員長 これより会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

理事 井村重雄君より理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○秋田委員長 御異議なしと認め、同君の理事辞任を許可することに決しました。

つきましては、理事に一名欠員を生じましたので、その補欠選任を行ないたいと存じますが、補欠選任につきま

しては、委員長より指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○秋田委員長 御異議なしと認め、藤本拾助君を理事に指名いたします。

この際、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十四分休憩

午後二時九分開議

○秋田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出の国民年金法及び児童扶養

手当法の一部を改正する法律案、及び老人福祉法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。田邊誠君。

○田邊誠委員 今回提案をされました老人福祉法案は、わが国の老人福祉の政治的な対策の一環といたしましては、きわめて画期的な法案であると政府は申し述べておるのでございますが、戦後老人問題が非常に大きくクローズアップされてまいりまして、たしか民間におきましても、十年ほど前から、老人憲章なり老人福祉法なりというものの制定を待望する声が非常に高まってきたことは事実でございます。

これに呼応して、政府が今回の法律案を提案いたしましたのは、私は、一つの老人問題なり老人福祉対策に対する転換を来した課題を提供したのではないかと、実は注目をして一人でございます。そういった意味合いで、各方面から注視されておる法律案でありますだけに、私は、この老人福祉法案の持つ意味合いとその内容というものが、つまびらかに国民の前に提示をされて、国民の望むものが着実に実践されるという方向をこいねがって

おるものでございまして、そういった意味合いから、以下若干この法の目的とするところ、また法律案の持つ内容の中でもって特に具体的な対策に対して、政府の持つておる方針と心がまえをお聞きしておきたいと考えるわけであります。

法律案の逐条的な内容に入る前に、いま申し上げたような観点から、ただ単に老人問題だけでなく、老人を含める日本の社会保障というものが、一歩前進の体制に入らなければならない時代にまいりました。これは現在の社会保障が進歩し、また現在の社会的な経済的な状態の中では、特にこの社会保障の充実が叫ばれておることは、これは御案内のとおりであります。私は、特に、この老人問題というのがただ単に老人に対する敬愛の念とか、あるいは老後をひとつ安らかに送らせようというわがわがの観念、いわば一つの人間的な、あるいは人道的な意味合いだけでもってこの問題をとらえることは、必ずしも老人福祉に対する的確な問題の把握のしかたではない、もっと私どもは、これはやはりいわば社会的に、経済的に、そしてその意味からも政治的な重要な意味合いがあるという

こういうとらえ方でもって、この問題に対処しなければならぬと考えるわけでございしますが、まずひとつ大臣にお聞きしたいのは、そういった点から、提案説明にもございまして、一番最初の目的にうたつてあります老人の福祉に関する原理を明らかにする、こういうふうにいわれておるわけでございしますけれども、一体この老人福祉に対処するところの現在の内閣の持つておる基本というものは、言いかえすならば、老人福祉というものを現在の社会的にとらえ、あるいは経済的にと

らえて最も重要な意味合いというものは一体何であるか。いま申し上げたように、ただ単なる非生産的な老人に対処するところの一つのいつくしみというか、同情という、こういう意味合いでもってこの問題に対処するということ、こういう考え方でありませうか、さらに竿頭一歩を進めて、経済的な意味合いにおいても積極的な一つの意味合いというものをその中から発見していこう、そういうことでもってこの問題に対処しようとしたしておるのか、その老人福祉なり老人問題に対処するところの積極的な意義づけというものは一体何に求めようとするのか、この点をひとつお伺いしたいと思います。

○西村國務大臣 今回この法律を提案いたしましたのは提案の理由のときに御説明申し上げたのでまず大体尽きておりますが、さらに田邊委員から、その真意はどこにあるのかという御質問でございますから、率直に申し上げたいと思ひます。私は申すまでもなく、厚生省といたしましては、いわゆる揺籃から墓場までといわれておる行政をやつておるのでございしますから、常日ごろ、わが国人口のこの年齢別構成ということに注意を払つております。そういう意味から見まして、もうこれは十分おわかりでしょうが、最近におきましては高齢人口が著しくふえております。その数字につきましては、後ほど政府委員から年齢別に数字を示してもよろしいと思ひます。かくのごとく非常に高齢人口がふえておる

ということが一つ。したがって、この点が非常な変わり方だということ、もう一つは、御承知のように、新憲法以来家族制度の崩壊といいますが、崩壊までにはいかなくとも、著しい変化ということからくるいろいろな老人に対する問題というものが、やや著しい傾向を帯びてきたというように、中が、いろいろ国民所得が上がり、国全体としては繁栄を来しつつありますが、環境の変化が、必ずしもこの老人にいい環境をつくりつつないというように、以上あげましたのは一般的な社会情勢の変化でございまして、かような変化から国民ひとしくこの老人問題に関心を持って、議員の皆さま方も私たちも関心を持つようになったということでございます。したがって、これらのことを主軸といたしまして、やはり老人の福祉と申すことにつきまして、ぜひ考えなければならぬと思われる客観的情勢が起っておるのでございまして、したがって、そういうことから考えますと、それによつて起こりました結果といたしましては、まあ家族制度の崩壊にいたしましては、いろいろ老人に対して、どちらかと申しますと尊敬の念がややともすれば失われてきた。それは家族においても、そうございまして、社会一般についてもさうなことを見受けられるのでございまして、しかし、ひるがえって考えますと、老人はやはりだれでも若いときは仕事をしておった方でございます。まして、こういう方に対して、そういうような家族から締め出され、また社会から締め出されるというように、

件はよくない。少なくとも老人をそういうような意味においては尊敬し、あるいは老人の意見等も十分聞かなければならぬというように、これが当然起るわけでございます。もう一つは、経済的な問題でございますが、経済成長の今日におきまして、老人は肉体的に、それから所得的に非常にハンディキャップを相当に持つておる。これらのことにやはり着目いたしますれば、その老人に対するハンディキャップをやはり何とかしてやらなければならぬ。すなわち健康の点につきましても、国家が留意してやるとともに、また所得の点につきましても、国家がこれはある程度の留意をしてやらなければならぬ。いわゆる老人は、低所得者になることはあたりまえでございます。しかしそれとともに、それはただ単に国家が援助してやるということではなしに、やはり年齢にあつては、この労働もできるような国家が心がけていかなければならぬ。家族もきつと、年をとつたらもう雇われない。しかし年寄りの中には、相当に働く、適所を得ればまだ若い人にも負けないという方もありますので、一方においては老人に向くところの適職、適所をあっせんするとともに、もうどうにもならないという人には国家が徹底的にめんどうを見てやつて、少なくとも老人が人生を終る場合に、やはり満足な気持ちを持って人生を終わらせたいというやうないろいろな考え方から、今日老人福祉法をまとめて提案をいたしましたような次第でございます。これはもう田邊さんもおそらくそういうお気持ちであらうと思われませんが、提案をいたし

ました気持ちはそのうちから出まして、そしてそれに対するおのの施策を講じようというのが、今回の法律の提案の理由でございます。○田邊(誠)委員 いま大臣から御答弁がございましたことを、私は非常に注目してお聞きをいたしました。大臣の言われましたようないろいろな要因というものが、この老人福祉を前進させるという政府の心がまえになっておると了承いたしましたと思ひます。ただその中で、人口の状態が変わつてまいり、あるいは家族制度の変遷があり、いろいろな条件の変化等があったということを言われましたけれども、そういうことがありました中において、大臣のおことばをとらえて云々しようというつもりはございませんけれども、老人が低所得になるのは当然だということはお話ございましたが、私は現実的にはそういうことだろうと思ひます。あとでいろいろ数字の面は局長にお伺いをしたいと思ひますけれども、しかし低所得であり生活に困る、あるいはまた肉体的にも非常に老衰化して健康を保持できない、こういう状態というものが、ただ単に老人だからやむを得ないのだということだけで済まざるべきものではないと思ひます。問題は、老人になれば職はなくなる、あるいはまた低所得になるという、この要因、この社会的条件というものが一体どこからきておるのか。したがって、この社会的な一つの障害というのか、老人対策として、非常に冷たい条件というものを一体どういうふうな形でもって除去していくか、取り除いてやるかというところに、老人対策の基本的な考え方があるうと私

は思ふのであります。いわばこれらの悪条件なりこれらの悪い環境になりましたのには、いかにしようという観念でなかつたかもしれません。いかにしようという観念は個人の能力の問題であり、個人の境遇の問題であり、いわば運命的なものだということでは片づけて、他のものはそれに対しては見向きもしなかつた。国もそれに対しては、何らかの手当をする必要を感じなかつた。実はこういう状態であつたと思ひますけれども、現在の社会はそういうことではないと思ひます。実はこれはこれらの悪条件が積み重なつておるといふことは、老人自身の責任というよりも、一つの社会状態、社会の条件というものが彼らをしてそういう非常に悪い境遇、非常に劣悪な環境に置くようになったというように見詰めなければならぬと思ひます。そういうことと、私は老人福祉の現在の社会における、特に日本におけるところの社会保障制度のたてまえからいって、一つの重要なポイントがあるんではないかというように思ひます。ございまして、大臣が答弁をされた中で一番重視することは、現在の経済成長下において老人が非常に悪い状態にあるということに対して、これをひとつ何とか解決してやろう、こういう気持ちがあるということが、私は一番大きな問題点ではないかと思ひます。いろいろな趨勢がございまして、日本にはいろいろな変転がございまして、けれども、現在の社会制度の上に立つて老人福祉というものがあくまでも必要になつてきている、その重要性が認められつつある、こういうことがやはり基

本ではないかと思ひます。その点に対しては大臣もおそらく同じお感じであらうと思ひますが、立案をされました事務局も大臣のその考え方を受けて、これをひとつ具体化するということの意味合いで法律案をおつくりになつたのではないかと思ひます。まして、局長のほうから補足的に、大臣に同じことをお聞きするのなんだでございますから、まず前段の説明をひとつお願いいたします。○大山(正)政府委員 本法案制定の目的なり趣旨につきましては、ただいま大臣から御説明申し上げたとおりでございますが、まず最初の人口の増加と申しますか、最近における高齢人口の変遷の状態について申し上げます。○田邊(誠)委員 基本的なことだけいいです。○大山(正)政府委員 数字は後ほどにいたしまして、私どもの考え方としては、老人が過去の社会におきましていろいろ現在の社会を築き上げるのに寄つてきた功勞者であるということから、やはり敬愛すべきものであるという考え方があり、一面におきまして、どうしても肉体的あるいは精神的に一般的にいえばハンディキャップを持つておるというように注目にいたしまして、これに対する一つの生活保障というやうな考え方から何らかの適当な措置をはからなければならぬ、こういう二面の観点からいたしまして、一方社会環境から、先ほど大臣からお話し申し上げました人口の増加あるいは私的扶養の減退、あるいは社会条件がいろいろ変わつてきているというように着目

いたしまして、今回の老人福祉法を立案したのでございまして、単に老後を安穩に送ればそれでよろしいという考え方はございせん、老人は老人なりにその希望、能力に応じて働くようにしなければならぬ。しかし何ぶんにもハンディキャップを持つておるものであるから、これに対しては何かの生活保障的な措置を考へなければならぬ。そういう点に着目してこの立案をいたしましたよう次第でございます。

○田邊(銀)委員 大臣と局長からの答弁でもって、大體法の第一条にありますが、第二條、第三條を通ずる基本理念というものが判明してきたわけでありまして、実はいま局長の話もありましたし、法律案にも明記してあるのでもございますが、いわゆる基本的な理念といわれる中において、老人というものは多年社会的にも、国家的にも非常に尽くしてきた人物であるから、当然の帰結として、老人というものは、いかなる時代的な変遷があつても、いざば敬いたつとされるべきである。この敬愛さるべき老人というものが、いわゆる安心をしたところの生活が送れないのは非常に氣の毒である、こういうことが実はいわれておるのであります。私はこの意味合いというものを否定するものではありません。やはりいつの時代にも人間的な意味合い、あるいは倫理的な意味合いというものが必要であるし、それはまたこういう時代に忘れられがちな現在でありますから、これを強調することは大切だろふと思ひます。

あとでまた具体的な点に触れたときに内容をお聞きいたしますが、たとえ老人の日というのが設けられておる。昭和二十六年でしたかに老人の日というものが制定された。それから十年以上たつておるわけでございますけれども、しかし当初、この老人の日というものが制定をされていろいろな行事がやられてきた。これはもちろん政府の方針というよりも、あるいは民間の人たちのそういった盛り上がりがあった力があったんでしようけれども、いづれにしてもそういったことでやられてきた。しかし、この老人の日というものを設けて、老人を慰安したりする行事をやるといふ気持ちの中に、何といつても現在の氣の毒な年寄りに対して遊ばしてやる、いわばさつき言つた人道的というか、倫理的な面だけが先行して——それが先立つたことが悪いとは言ひません。それがまたすべの対策の一つの基本にもなるし、あるいはムードづくりになるかもしれない。それから、そういったことを否定するということ意味合いではないけれども、しかしそれをあまり強調することによつて、私が大臣のことばから引き出してまいりましたように、いわば経済的な意味合い、社会的な条件からくる老人に対する対策の必要性、特に現在の経済成長下における老人問題の持つ性格と意味合い、こういうものが、ややもすればそこにすりかえられるというおそれがあるにしもあらずであらうと私は思うのでございませう。そういう点から、第二條の基本的な理念にまずもって老人は敬愛さるべきであるというように、大上段といひましようか、いわば古い觀念からいう頭からきめつけたような形でこれを書いて、一つの老人憲章ともい

うべき理念をうたつておるのでございませうが、私はやはり第三條にありましますところの経済的な意味合い、これが一番重要な問題であらうと思ひます。その点は、考え方が大臣と一致したのでありますけれども、やはり多年にわたつて、特に日本においては戦前戦後を通じてとられてきた、いわば現在のでない老人に対する一つの考え方、あわれみという上から見たところの一つのものの見方、こういうものが、私底されないとすると老人対策が現在のなとらえ方をされなかつた、逆説的にいへばそういうものがあるんじゃないか、こういうふうに思ふのであります。また現在の考え方というものは変わつてきているんじゃないか、変わるべきものじゃないか、こういうように実はとらえておるわけでありませうけれども、もし私の考え方が誤りであるというならば、先輩である大臣のほうからひとつお教えをいただきたい、こういうふうに思つておるわけですが、いかがですか。

○西村(村)大臣 田邊さんの考え方は誤りで。田邊さんの若さでは老人問題あまりわかりません。それは敬愛ということに——あなたの言うのは、いいことはいひです。ただかわいそうだからという博愛的なことではないか。それはそのとおりです。ただ敬愛しなければいけません。これは私も老人という年になりかかったから多少わかるのですが、昔話をして家族の者に対してはつらく当たる、それは自分が経験しているからではないですか。社会に出てからでも、ああ、さうすると、それは多年の経験から若

い者を導こうとするのですが、若い者にとつては口やかましくてもうもきらいです。敬愛しなければならぬというのは、言うことをよく聞いてやれというのでして、年寄りのほうは、集まつて盛んに過去のことを言ひたいようです。私も老人まではいかぬが、ややそれになりかかつておられますけれども、どうも年をとればとほやかましくなつて、過去の経験を物語つて、若い者いかぬじゃないかと、家族でも家庭でもそう言ひたがる。社会に出ててもう言ひたがる。そう言ひたがるからどうしてでも社会もきこうし、家族もきこう。そこでそれはさうでないのだ。昔の功勞者、昔の経験者は、何かいふことがあるのだから敬して、つとめて意見を聞いてやらなければならぬということを感じ込んで、敬愛の意味合いで敬の字に力を入れておるのであります。ただ単なる博愛に及ぼす的なことでは、こはいいけないと思ひます。そういう意味で一つ集會所をつくつてやる、必ずいろいろなことを言ひ出して昔のことを言うのです。それは非常に参考になることもある、こういう意味でございませうから、今回の福祉法はそういう意味だということ、どうか十分御了承を賜わりたいわけでありませう。

○田邊(銀)委員 大臣からお小言をいただきました。私も実は、老人福祉法についてはいささか関心を持つておる一人であると思つておるのであります。間違ひを指摘されたいへん、ありがたう感謝をいたす次第であります。普通ならちよつとおこりたいところなんですけれども、この問題は非常に共通点がある問題ですから、大臣の率直なお話として私は承つておきたいと思ふのであります。

大臣の言われたように、何かあわれみ的な意味合いでなくとも真の意味合いにおける老人を敬愛する、こういうこととて言われることは、実はその通りだと思ふのです。ただ問題なのは、老人もまた現代の時代にいろいろと即応した考え方を持つてもらわなければならない置き忘れられていくと同時に、ただ単にそういった敬愛を強調するといふ問題の中から老人対策というのが引き出されてくるのはまだまだ十分でない、それだけでは不足である。いまの老人がたつておる道、現在の境遇に対してこれを社会的に、経済的にどうとらえていくかということが第一と、ただ単にそれに対するてこ入れをしてやるというだけではなくして、これは実は最終的なねらいでもあるし、だいたい広大な理想ではありますけれども、第三條にも書いてありますように、老人をできるだけ生産の場に何となく、こゝろに入れてやる、引き戻してやる、こういうところに何といつても政府として——これはただ単に西村さんが一國民として、あるいは一評論家として言われるならば、先ほどのことはそのまゝ受け取つてありがたうけれども、うだいのことではありますけれども、政治の場においてこれを解決し、対策を講じようということになれば、やはり生産の場に老人をいかにして投入するか、そういう理想を持ちながら、そこまで行かないにしても現状をさらに改善してやる、こういうところに最大の力点がなければ、老人福祉対策というものはきわめて表面立った、からだけ

の、内容のない形におちいりがちではないか、こういうように私は思うのであります。そういう意味合いから先ほどちょっと逆説的なお話をいたしまして、大臣からそういった御叱正を賜ったのでありますけれども、この意味合いを現在の政治の場において政府が的確にとらえて、これを力点とした対策を講じようという熱意と具体的な努力がなければならぬのじゃないか、こういうことを私は言いたかったのであります。この点に対しては、先ほど大臣の強調された点は私は率直に了解をいたしますから、さらにこれを肉づける意味合いにおける政府の考え方、心がまえというものがぜひともほしい、こういうように実は考えるのでありますけれども、これは大臣の立場から、この点に対する心がまえと対策というものがあつて、こういう法案が提出されたのではないかと了解するのでありますけれども、その点はいかがでございますか。

○西村国務大臣 たいへんいい御意見を承りまして、そのとおりでございます。老人といいますが、年をとつても働ける人を生産の場を考えるべきじゃないか、そういう施策をやるべきじゃないか、そういう意味からいって、この法律のどこにそういうことがあるか、こう指摘されたら実際はあまりない——といつて法案に反対されるというわけですが、そういうふうなことはあまりない。しかし、あくまでも働ける人をその分に応じて働くようにするということは、これは最も必要で、今後そういう施策につきまして——これは働く場と申しますと、厚生省だけでできることではない。いろいろな面に關

係を持つ行政でございますが、精神はまさにそのとおりでございます。そういうことは十分考えておりますが、また客観的に見ましても、弱小年齢が非常に減りつつあることも、これは事実でございます。おそらく十九歳未満の人口が昭和三十年で、パーセンテージは忘れませんが、人口の半数、四四、五五までは二十歳以下の人口であつた。これがだんだん昭和四十五年くらいになりますと三〇%、三割ぐらいいかなります。いまの人口構成でいきますと、それですからますます年寄りに働いてもならなければならぬという結果にもなりますが、これはそのために老人福祉法というものをやるわけでもございせんけれども、やはり分に応じて生産の場はどうして老人を引き入れていくか。これは会社とかその他官庁あたりも、そんなところに關係するわけでありまして、私たちのねらいもその辺にあり、非常に重点を置いておるといふことは御了解賜わりたい、かように思う次第でございます。

○田邊(誠)委員 いろいろと基本的な理念についてお聞きをしましたが、その理念について、一体老人福祉としての対策を講ずるその内容と申しましようか、これは非常に多岐にわたつておると私は思うのです。この老人福祉法にいろいろな対策の一端が載せてありますけれども、私は必ずしも、この法律案に基づいて対策だけが老人福祉対策の全般ではないと思う。その一環といひましようか、いわばその一つの柱と申しましようか、大臣、ごく項目だけでよろしうございしますから、大体老人福祉対策として考えられる点、ここに

載つておる一つの福祉的なサービスの面もありまするけれども、それ以外の、老人福祉ばかりでない全般的な社会保障にわたるものもあります。しかし同時に、当然対象としてとらるべきところの福祉対策というものがあろうと思ふのです。大体、大別されてどんなうのか、考えておられましようか。現在講じられておられましようか、ひとつこの際まずお示しをいたしまして、その中、一体老人福祉法に示されるところの内容はどういう位置づけがされるべきものか、こういうふうな私どもは実は考えてみたいと思ひますので、その点に対するお答えをいただきます。

○西村国務大臣 この法律で一体何をやるのだといふことでございします。が、大別いたしまして、従来もありましたような老人ホーム——これは有料、無料、軽費、いろいろありましようが、老人ホーム、それから老人クラブ、老人が寄つていろいろ話を合はうといふようなもの、それからその他老人の養護施設、いろいろな養護施設がございまして、そういうような養護施設のことについていろいろやりたい。老人養護施設ですね。

〔委員長退席、柳谷委員長代理着席〕

それから老人の日をつくつて、その日にはやはりそれぞれの催し等もある、こういうような仕組みに大体なつておるのでございまして、この法律の制定を見ましたら、いま申しましたような施設のそれぞれにつきまして、ひとつは国家の援助を強化したい。また地方公共団体の努力等もひとつ促したい、かように思つておるのでございます。

まかい点につきましては、政府委員から答弁いたさせます。

○田邊(誠)委員 私のお聞きしたところがちよつとまずかつたと思ひますので、私のほうから、それでは大体考え方を明らかにいたしてまいりたいと思ひますが、この老人福祉法案の内容に示され、いま大臣から御説明のありました点は、いわば老人福祉対策の全体ではないと思ふのです。いまは各種のものを段階的に、いろいろな条件に即応してつくる、こういういろいろないままでよりも深みのある考え方でありまして、これを中心としたいわゆる老人福祉サービスといひましようか、こういった点が一つあると思ふのであります。もちろんこれは施設ばかりでなく、住宅の提供、これは外国等では特に強調されておるわけでありまうけれども、そういう面もありまうし、健康診査等の保険医療、こういった面にわたるもの、奉仕員等を通ずる家庭サービス、あるいは老人ホームや老人クラブ等を通ずるそういった一つのレクリエーションまで至る行き届いたサービス、こういったものが一つあることも疑いない事実であります。しかし、これだけで私は老人福祉対策というものが終わつてはならないと思ふのです。これは老人福祉法案という法律案の持つ中身ではなくて、老人福祉の全体的な面からいいますならば、当然これと相応した社会保険の問題、あるいは老人福祉法の中の範疇には属さないけれども、生活保護法として当然同じく併用されるところの公的な扶助の問題、特に老齡扶助の問題、こういった問題も、やはり生活保障、所得保障という面からいって、当然なおざりにできない老人福祉の問題であらうと思ふ。それと、私が先ほど言ひまして大臣のこの点では共感を覚えました、いわゆるより生産的な、より積極的な意味合いにおいて、老人に対するところの職業を選ばせる、いわば労働をさせるという面におけるところの対策、職業を保障する、そのためにはもちろん老人向きの職業を開拓する必要もありません、あつせんをする必要もありません、あるいは若い者とは比較にならないほどのいろいろな悪条件にある老人に対していろいろな再訓練をする、こういう必要もございまいましようし、これらの老人の特殊な条件というものを考慮した、いわば中高年齢層の労働問題、職業問題というのがある問題になつておられますけれども、私はそれ以上高度の政治的な配慮を必要とするところのこれらの職業問題というものがあつて、いわばこれらのものが総合的にからみ合ひながら、お互いに補完し合ひながら対策が講じられていくところに、実は非常に重要な意味合いを持つてきた老人福祉対策というものが、一歩前進をし、また全体的な対策として樹立されるというふうになつて、この点に対するところの基本的な心がまえというものをいまお聞きをしたかったのであります。大体いままで私が言つたこと——まだ足りない点もあると思ひますが、これらの点を考えることが老人福祉の全体的な筋合いではなからうかと私は判断をいたしておりますけれども、一体政府ではそういうような観点でこの老人福祉を見ておるの

か、あるいは老人福祉法に規定をされんとするものが老人福祉の全般であつて、これをもって足れりといいたしておるのか、この点に對しての考え方を実はお聞きしたかったのであります。

○大山(正)政府委員 ただいまお話がありまして、老人福祉法に規定いたしてあります各種の施策が老人福祉の全部ではない。

それ以外に、老人福祉に關連のある施策と申しますか、そういうものがほかにたくさんあると考えるのでございまして、大体たゞいまお述べになりましたような保険医療の問題、あるいはそれに關連しました社会保険の問題、年金の問題、それから生活保護の問題、それから労働住宅あるいは老人に關するところの租税でございますね、公租公課の問題等が、やはり老人福祉の観点からいろいろ取り扱われなければならぬ問題ではないか。これ以外にもいろいろあるかと思ひますが、國あるいは地方公共団体の行ないます施策として老人福祉に關係のあるのは以上のような事項ではないか、かように考へております。

○田邊(誠)委員 大体考え方が明らかになつてまいりました。私はその考へ方に立つて、現在の状態というものが一体どういうふうになつておるかというのを正しく把握することが、この対策を講ずる上からいつて何としても非常に重要なポイントであらうと思ひます。もちろん、その現状を把握した上に立つてすべての対策が一挙にやれるものでもないし、また解決されるべき状態にないことはよく承知しておるつもりでありますから、そのことをもつて政府当局の不備

を責めようという気持ちではございません。あくまでもやはり老人福祉、それを含める社会保障全般の前進のために、現在の事態というものを正しく認識することが欠くべからざることであらうと思ひますのでございまして、そういう点から、以下若干数字的な面も含めましてお聞きをいたしたいので、ございまして。

その前に、いま老人老人とおっしゃいますし、さつき大臣もや老人になつてきたようなお話がございましたけれども、通例の意味合いにおいて、たとえばいろいろの統計を拜見いたしますと、六十歳以上に対していろいろと規定をしておりますところもありまして、六十五歳以上をとつて老人の範疇に入れるという政府の統計もございまして、一ももちろんこれは年齢でもつて画一的に區別することの是非というのとはございまして、私は単純にそうしたことでもつて区切るという意味合いではございせんけれども、一応、以下申し上げようといういろいろな社会的な条件もございまして、それらを総合いたしまして、大体どの程度から老人福祉としていろいろな対策を講ずるか、その基礎的な考へ方と、どう規定をされておるか、この点はいかがですか。

○大山(正)政府委員 この老人福祉法案におきましては、ただいまお話にもありましたように、年齢で区切る必要が必ずしも適当でないというように考へまして、老人の定義というものを実は規定していません。社会的通念に従ひまして考へるという立場をとつておるわけではございまして、ただ、具体的な措置をとります場合に年齢を区

切らざるを得ない場合がございまして。たとえば健康診断をやるお申しまして、市町村の健康診断を行ないますのに、やはり年齢を区切らざるを得ないというので、この法案におきましては、その場合には六十五歳ということにいたしてあります。それから養護老人ホーム等に措置をする場合も、一応の年齢を区切らざるを得ないので、そのような場合には原則として六十五歳とする、ただし、特別の事情のある場合には六十五歳未満でもよろしいというふうな立て方をいたしまして、法案全体としては年齢で区切りませんで、個々のケースにあつて必要に応じて規定するという立て方をとつたわけでございます。一般的にいって、老人といふのを年齢で考へた場合はどうかといひますと、定義としてはないわけでございますが、しいていへば、六十五歳くらいというように一応考へております。

○田邊(誠)委員 いま大体六十五歳から六十五歳と健康診断等の場合における年齢の基準も明らかになりましたが、この是非はいずれにいたしまして、先ほど大臣から、話が途中までございましてけれども、この老人のこれから先の数といひましようか、人口といひましようか。これは一体どのくらいになつていくのか、もちろん、それには日本人の平均寿命が一体どのくらいか。これはだんだん延びてきておりますし、現在男は六十六歳、女が六十七歳、こういうところまでなつてきたのでありますけれども、この平均寿命が延びていくという事態も考へなくならぬが、この二つの問題も、第一番目の老人人口といふもの

がだんだんとふえていく、特に若い層との間における対比が非常に変わつてきている、あるいはまた、これから先の出生の状態といふものが変わつていくという事態の中でもつて、この比率といふものがさらに変革がある、こういうふうには実はわれわれは見ておるわけでございます。これが老人問題をこれから先、取り扱うにあつて、長期的な展望を政府が考へるといたしますならば、やはり非常に重要な要素になつてまいらると思ひますので、簡明でかつこうでございまして、わかりやすくこれから先の見通し、これは一つの見通しでございまして、的確なものでなくてけっこうでございますが、一応の見通しといふものが一体どのくらいになるのかといふことを、この際ひとつお示ししたきたいと思ひます。

○大山(正)政府委員 六十五歳以上の人口について申し上げますと、昭和十八年におきましては、六十五歳以上の人口が五百八十四万九千人といふことと、総人口に占める比率は六・一％といふことに相なつております。その後六十五歳以上の人口並びに総人口に占める割合が増加してまいりる傾向にあるといふことが、人口問題研究所の推計に出ていまして、昭和五十年をとりましますと、六十五歳以上の人口が八百二十万人、総人口に占める割合が七・五％、それから昭和七十年にまいりますと、六十五歳以上の人口が千二百六十二万三千人、総人口に占める割合が一・一％、昭和九十年をとりましますと、六十五歳以上の人口が千九百七十七万人、総人口に占める割合が一・七・七％といふように、六十五歳以上の人口数並びに総人口に占める割合

が逐次増加していく傾向にあります。○田邊(誠)委員 いま御答弁がありましたような状態でございまして、昭和三十年なりを起点といたしまして、ここ半世紀の間に、六十五歳以上の人口にいたしまして約三倍からの増加になる、こういうことが見込まれておるわけでございますから、われわれはこれをまず基本といたしまして、この老人対策といふものをよく腰を落ちつけて考へなければならぬと思ひますので、何か現下の時流に押されて、老人福祉法をつくつてもらいたい、老人憲章をつくつてもらいたい、こういう形のものでございまして老人福祉対策といふものが講ぜられるべきものでないことは、御案内のとおりであらうと思ひます。だんだん長生きをしていくかつこうになりますけれども、長生きをしても生活の環境に苦勞をさせない、苦勞をしないという状態をひとつつくり上げたいといふふうには、われわれは念願をいたしておるわけでございます。

ついでですから、この際ひとつ、第二番目に質問をいたしました平均寿命といふのは一体いまだれほどになつておるか。いままでの過去の大体の推移が出ておまして、昭和二十年は別といたしまして、昭和二十五年においてすらも戦前よりも平均寿命は延びておる、こういううであつておるわけでございます。したがつて、おそろくや、これから先もさらに平均寿命の延びは著しいものがあると思ひますのでございまして、現在日本は、まだまだ、平均寿命の点から見ますならば、諸外国に比べて必ずしも一番高位にあるとはいひ得ないのでございまして

ども、今後大体同じような推移で、同じようなカーブでもって——カーブはもちろん鈍化しますけれども、大体延びるものと判断してよろしゅうございませうか、こういう際ですから、ひとつ教えていただきたいと思ひます。

○大山(正)政府委員 日本人の平均寿命の推移は、明治時代には大体男子が四十二・八、女子が四十四・三というような状況でございました。昭和に入りまして、戦前、昭和十一年から二十年までは非常に下がっておりまして、男子が二十三・九歳、女子が三十七・五歳ということでございましたが、終戦後次第に平均寿命が延びまして、昭和三十年には男子が六十三・六歳、女子が六十七・八歳、昭和三十六年には男子が六十六歳、女子が七十・八歳というところに相なっておりますが、今後の推移の推計につきましては、目下のところまだ的確な数字がございませんので、残念ながらお答え申し上げかねます。

○田邊(誠)委員 きつとだんだん、現在のところ一番長生きをしているといわれるノルウェー、スウェーデン、それに次ぐところのイギリス、こういう状態に、社会保障の充実やいろいろな経済的な、あるいは社会的な施策が講ぜられる中において、寿命は延びていくというようにわれわれは判断をいたすわけでございまして、いずれにしても老人人口が非常に多くなつてきておる、そうしてまた平均寿命が延びてきておるという事態が、私どもはいまの御答弁で明らかになりましたので、これはますます老人というものに對してないがしろにすることはできないということが、よく理解されてきたわけで

ございます。

そこで私は、一般的なそういうお話もございしたけれども、老人問題を考える場合に、何といつても日本の経済的な条件というものが非常に劣悪であり、一般的な国民というものは、若いときに汗水たらして働いていながら、これは十分老後を養うに足るところの賃金なりあるいは退職金なりをもちとることができない、こういう状況でございまして、またあとで年金局長等にも伺ひをしておきたいと思ひますけれども、公的年金やその他各種の年金制度等も完備しておらない、こういう状態でございまして、老人福祉の問題というものは、他の国に比べて二重の非常にむずかしい条件があるんではないかと私は思ふのでござい

す。そこで、これは厚生省でも労働省でもよろしゅうございするが、いま大体、老人福祉の対象となるべき年齢といふのが六十歳なり六十五歳というところを言われたのでありますけれども、日本で働いておる労働者といふものは、日本であるいは勤労国民が、一体どのくらいまで職にあつて賃金をもらふことができる、そして一応の日常の活動を続けることができる、こういう状態であるかといふことを、私はやはりこの問題と関連して承知しておかなければならぬと思ふのでございすけれども、いろいろの定年制等の問題がございす。定年制をいいてないところもございすし、また、いいてないところの中小零細企業等が特に賃金も低い、あるいはまた退職金も少ない、きわめてそれが合理的でない、こういうことになるわけでございす。一応政府

でお調べになつておる範囲で、一体、現在日本の働いておる人たちといふのが、どのくらいでもって大體職を離れていっておるのか、それと関連をして、定年制をいいておるといふ企業がありますならば、一体どの辺の年齢といふものが一番多いのか、数字がわかりでございしたならば、ひとつお示しをいただきたいと思ふわけであります。

○大山(正)政府委員 定年制の問題でございす。日本経営者団体連盟の昭和三十六年三月末現在の調査によりますと、調べました会社の数が三百七十九社でございまして、そのうち定年制のないものが十三社、定年制のあるものが三百六十六社、九六・六%が定年制を持っておるということに相なっております。その定年制のうちでも、一律の定年制をとつておるものが二百六十四社ございまして、そのうち五十五歳を定年としておるものが二百三十四社、六十歳を定年としておるものが二十社、その他が十社ということになっておりますので、五十五歳を定年としておるものが圧倒的に多いといふことになります。別に男女別でございまして、この七十四社のうち、男子五十五歳、女子五十歳といふのが三十八社、男子五十五歳、女子四十五歳といふのが十六社、その他が二十といふようなことに相なつております。○田邊(誠)委員 いまお話がございましたように、大體大きい企業は定年制をいいておるところが多いといふのは事実でございまして、そういつた点から見ますと、五十五歳の定年といふのが大體圧倒的に多いわけでございす。

諸外国で定年制をいっているいろいろな状態は、内容的に違ひますけれども、それを見ますと、多くは大體六十歳以上でございまして、ノルウェー、カナダ等のように七十という、こういった多量にございすけれども、大體六十歳以上といふのが非常に多いといふことが現状でございすから、それと引き比べますならば、日本の働いておる人たちといふのは、より早くその企業から離れていかなければならない、いわば職を離れていかなければならない、こういう現状でございす。五十五歳といひますならば、年金の開始時期あるいは老人福祉のいろいろな施策を受けるに足る一応の対象になるところの年齢でございす。かなり実は下回つておるといふ状態でございす。しかも加えて、私がいろいろと聞いてまいつた範囲でも、五十五歳なりでもってやめる人たちが、それに至らないでもってやめる人たちが、かなり多いのが実は現状でございす。また、一たんやめてはかの小さな企業等に就職をする、こういうことも実はばかにならぬほど多い状態でございす。これを私どもが見た場合には、まだまだ働けるところの年齢でありながらも、これが実は生活の基盤を失う、こういうところでもって、これは国家的に見た場合に、いわば労働力の浪費といひましようか、でありまして、再雇用の見込みは非常に少ない中高年齢の方々がその職から離れていくことは、きわめて実は注目しなければならぬ現状であらうと思ふのでございす。しかし、もちろん早くやめたにいたしまして退職金が非常に多かつたり、あるいはまた退職金の基礎にな

るところの賃金を非常にたくさんもらつておる、こういうことでございす。するならば、これはまた事情は別でございす。退職金の問題の前に、労働省の職安局長は来ておりますか——職安局長がお見えでございすので、これはあなたに数字的な質問をする前に、労働省が出している毎月の勤労統計の調査によりますと、昭和三十五年の十月の工業労働者の大企業におけるところの平均賃金は一万八千九百九十円、小さな工場における平均賃金が一萬三千二百七十円、大體これは工業労働者であります。大学出の職員は大體一萬三千五百円、こういうことになつておるわけでございす。これは、これは書物によりましたので、これは確かなものでないかもしれせんけれども、戦前の賃金に比べますと、昭和十年の内閣統計局の賃金統計を対照として見た場合には、工業労働者の昭和十年の平均賃金が六十三円十四銭、大学の職員が約七十円、これをまあ大體四百倍ぐらゐの指数で直しますと、工業労働者の賃金といふのが約二萬五千元、大学出は約二萬八千元、こういうふうになるわけであります。戦前に比べると、必ずしもこの際、単純に比較できない点もありまするが、かなり実質的な賃金といふものが上回つておるということにはならぬと思ふのでございまして、私の大體いま申し上げたような点が誤りでなければこれでよろしゅうございす。が、いいですか。

○三治政府委員 私、賃金関係の行政に携わつておられますので何とも申し上げられませんが、いまおっしゃつたように、戦前の同職別の賃金格差から

見ると、戦後は非常に平均化してきた、男女別の賃金もそうであるという意味において、いわゆる大学出のサラリーマン、技術者というものが、一般の賃金水準から見れば、割合において相対的には低くなっておるということは多量言えるかと思ひます。

○田邊(誠)委員 まあ下のほうへレベ
ルダウンしていきますから、なるべく
上のほうへ上げるような気持ちで答弁
をしてもらいたいと思うのです。これ
は職安局長の答弁としては無理かもし
れませんが、大体退職金は、企業
別に見まして一体どのくらいの程度
になっておるか、数字はおわかりで
ございますか。

○三治政府委員 政府の公式の調査と
してやった退職金の調査というものは
ないと思ひます。あるいは一部の経営
者団体とか民間で調査した資料はある
かと思ひます。われわれが調べた石炭
の關係では、今度の合理化でやった場
合において、大体大手のほうでは平均
五十万円ないし七十万程度、これは一
般の労働者でございます。中小の零細
のほうでは、大体半數くらいが退職金
規程を持っていない炭鉱会社でござい
ます。石炭産業につきましては、そう
いう合理化による解雇者の退職金の問
題で特別調査をやりましたので、そう
いうことについて私はお答えできるわ
けですが、一般の製造業その他でどう
いうふうな比率になっておるかという
問題につきましては、私は資料も持ち
合わせておりませんし、私の経験から
いくと、政府が調べた実際の離職者の
退職金がどのくらい支払われてい
るか、産業別の、企業規模別の方式の統
計はないと思ひます。

○田邊(誠)委員 これは私のほうから
明らかにしても、別に直接いまの審議
に關係ございせんから差し控えます
けれども、たとえば大阪の労働部で
もって昨年の二月に調べた賃金、退職
金事情調査概要というものがございま
す。これを見まして、百人以下の企
業でもって、これは大阪という事情も
ございましてからかなり高額であります
けれども百万円以下、一番多い五百人
以上をとらえてみまして、中学出の
労働者が百三十四万円、高等学校が百
九十万、大学出は二百五十万、こうい
う程度でございまして、あなたのおつ
しゃったのと同小異でございまして
が、退職金としては——私どもとして
は、その規定のあるところはまだしも
でございましてけれども、問題は実は退
職金規程のないところが非常に多いと
思ふのであります。これもおそらく数
字が明らかでないでございましてし
ょうね、わかりますか。

○三治政府委員 わかりません。
非常に多いと思ふ。こういう状態で
ございまして、賃金も戦前に比べて必
ずしも急激な上昇を見ておるとい
うわけにはまいらない。退職金はまた
非常に不安定な状態でございまして、
しかも先ほど申し上げたように、定年
までつとめないでやめる、こういう人
たちもかなり多い。これらの状態を逐一
お聞きする時間がございせんけれど
も、大体の趨勢がわかったわけでは
ない。

でございまして。そういった点から、老
人福祉と雇用という問題は非常に難解
な問題であると思ふ。先ほど大臣か
らもその点に対するお答えがあったの
でございましてけれども、一体六十歳な
り六十五歳以上で職業につこうとい
う人たちはどのくらいありますか、お聞
きをしたいと同時に、この職業につく
際において、一体どのくらいの率で
もって就職ができるのか、われわれと
してはおそらく非常に困難な状態では
ないかと推察いたしておりますけれど
も、ひとつその点の数字を明らかにし
ていただきたい、これが一つ。

それから一たび居職をいたしまして
も、以前のように正しく生活ができる
ような賃金ももらえない、こういう状
態というのは非常に多いと思ふのであ
りますけれども、再就職後におけるこ
ころのこれら老人層の収入状態とい
うのは、一体どのくらいになってお
るのか、これをひとつ、おわかりでし
たらお教えいただきたいと思ひます。

では、失業保険をもらわれてから一年
一カ月後の調査によりますと、五九・
六%が再就職をされておるといふこと
でございまして。若年層のほうではほと
んど九〇%でございまして、こちらは
五九%の再就職というところでござい
ます。失業保険をもらわれても、その後
引退された方も相当あると思ひます。
そういうことからいまして、やはり
われわれのほうとしても、まだほとん
どの中高年齢者の就職の状況という
のを、ここ一、二年のいろいろの窓口
や資料で調査はしておりますが、全体
的に見る資料というものをまだ十分把
握しておりません。今後ともその点は
努力してまいりたいと思ひますが、い
づれにしてもこの統計資料で見ても、
中高年齢者の再就職の問題はなかなか
困難だと思ひます。

それから現に今後の炭鉱離職者の状
況を見ましても、三十五歳以上につ
きましては雇用奨励金を雇用主に出して
も再就職をはかる、こういうふうな
対策を立てておるわけでありまして、
しかも、実際問題として、この炭鉱離
職者の再就職につきましては、政府は責
任を持ってやるということ、いろいろ
の職業紹介方法をいま考へて実行し
ておるわけでありまして、そのうちで
職訓練というのがあります。中高年齢
者向きの転職、これはやはり年功序列
型の大企業になかなか入れない。そう
するとやはり職人の職種と申します
か、技能を持って独自の責任でやれる
というふうな仕事、たとえばコンク
リート工とか起重機の試験を受けて起
重機の運転をやるとか、いろいろの職
種を考へまして、その点の就職訓練
の他をやるということ、それから

う一つは、いまおっしゃいましたよう
に、大企業のほうから定年後、ことに
石炭なんかは大手から出ます離職者で
高年齢者が多いわけではございますが、
そういう方たちに対しては、やはり再
就職のときにはどうしても賃金が、現
在の年功序列型の賃金からいいます
と、下がります。したがって、そ
ういう方たちがやはり家族を生活させ
ていくためには、どうしても必要な所
得がなければいけないわけですから、
そういう場合には、夫婦で同じ職場、
あるいは同じところから付近に無理な
く通勤なり就職できるという、一種の
共働きみたいな就職の紹介の方法と
かいような問題をやっておりまし
て、これで企業者にも労働者側にも喜
ばれるという現状でございまして。

○田邊(誠)委員 いま大体お聞きをし
ましてわかってまいりましたけれど
も、老人の再就職は非常に困難であ
ります。またその場合においても、必ず
しも生活を保持するに足るところの収
入を得るわけにいかない、こういう状
態が非常に多いわけですね。実は私が
いろいろな点をお聞きしてまいりました
が、老人対策を考へる場合に、一体ど
の程度でこの入れをしたらならば、老人
に対して、満足とまではいかないに
しても、最低の生活を与えることができ
るのか、こういう点をまず考へていか
なければならぬと思ふのであります。
その点からいいますならば、現在の施
策は、きわめて貧弱であるということ
は申すまでもないことであります。

○田邊(誠)委員 これは私のほうから
明らかにしても、別に直接いまの審議
に關係ございせんから差し控えます
けれども、たとえば大阪の労働部で
もって昨年の二月に調べた賃金、退職
金事情調査概要というものがございま
す。これを見まして、百人以下の企
業でもって、これは大阪という事情も
ございましてからかなり高額であります
けれども百万円以下、一番多い五百人
以上をとらえてみまして、中学出の
労働者が百三十四万円、高等学校が百
九十万、大学出は二百五十万、こうい
う程度でございまして、あなたのおつ
しゃったのと同小異でございまして
が、退職金としては——私どもとして
は、その規定のあるところはまだしも
でございましてけれども、問題は実は退
職金規程のないところが非常に多いと
思ふのであります。これもおそらく数
字が明らかでないでございましてし
ょうね、わかりますか。

○三治政府委員 わかりません。
非常に多いと思ふ。こういう状態で
ございまして、賃金も戦前に比べて必
ずしも急激な上昇を見ておるとい
うわけにはまいらない。退職金はまた
非常に不安定な状態でございまして、
しかも先ほど申し上げたように、定年
までつとめないでやめる、こういう人
たちもかなり多い。これらの状態を逐一
お聞きする時間がございせんけれど
も、大体の趨勢がわかったわけでは
ない。

でございまして。そういった点から、老
人福祉と雇用という問題は非常に難解
な問題であると思ふ。先ほど大臣か
らもその点に対するお答えがあったの
でございましてけれども、一体六十歳な
り六十五歳以上で職業につこうとい
う人たちはどのくらいありますか、お聞
きをしたいと同時に、この職業につく
際において、一体どのくらいの率で
もって就職ができるのか、われわれと
してはおそらく非常に困難な状態では
ないかと推察いたしておりますけれど
も、ひとつその点の数字を明らかにし
ていただきたい、これが一つ。

それから現に今後の炭鉱離職者の状
況を見ましても、三十五歳以上につ
きましては雇用奨励金を雇用主に出して
も再就職をはかる、こういうふうな
対策を立てておるわけでありまして、
しかも、実際問題として、この炭鉱離
職者の再就職につきましては、政府は責
任を持ってやるということ、いろいろ
の職業紹介方法をいま考へて実行し
ておるわけでありまして、そのうちで
職訓練というのがあります。中高年齢
者向きの転職、これはやはり年功序列
型の大企業になかなか入れない。そう
するとやはり職人の職種と申します
か、技能を持って独自の責任でやれる
というふうな仕事、たとえばコンク
リート工とか起重機の試験を受けて起
重機の運転をやるとか、いろいろの職
種を考へまして、その点の就職訓練
の他をやるということ、それから

う一つは、いまおっしゃいましたよう
に、大企業のほうから定年後、ことに
石炭なんかは大手から出ます離職者で
高年齢者が多いわけではございますが、
そういう方たちに対しては、やはり再
就職のときにはどうしても賃金が、現
在の年功序列型の賃金からいいます
と、下がります。したがって、そ
ういう方たちがやはり家族を生活させ
ていくためには、どうしても必要な所
得がなければいけないわけですから、
そういう場合には、夫婦で同じ職場、
あるいは同じところから付近に無理な
く通勤なり就職できるという、一種の
共働きみたいな就職の紹介の方法と
かいような問題をやっておりまし
て、これで企業者にも労働者側にも喜
ばれるという現状でございまして。

はいろいろな生活環境の違いがありま
すし、子供に扶養されておる状態や、
あるいは独立でもって生活しなければ
ならぬ状態、あるいは施設に収容され
るところの状態、こういう状態状態に
よって違いますけれども、大体最低生
活を維持するためには一体どの程度の
金が必要であるか、どの程度の収入が
あったならば長生きをするだけのこと
が保持できるのか、生活保護法の規定
等もありますけれども、これは私は今
国会を通じて、これまでもいろいろ機
会を通じて大臣等にもお話をしていま
しましたとおり、実はもう的確な標準
にならぬ。まだまだ不十分な点がござ
いますから、生活保護基準でこうなっ
ておるからこれが最低基準だというこ
とでなく、ごく常識的にいってどの程
度になっておるか、お伺いしたい。

○西村国務大臣 いまの御質問の全部
に答えられませんが、大体さいぜんか
らのお話のうち、中高年層の就職の問
題、これは私に特別にお尋ねでありま
せんでしたけれども、中高年層をして再
就職の機会を与えるには、やはり家族
手当、児童手当の問題が密接な関係
を持っております。これが中高年層と
しては、再就職には一番条件が悪いと思
うのです。しこうして中高年層でなし
に、さらに老人に対しての再就職とい
うようなことになりますと、おそらく、
いまは定年制があつて、定年でやめま
しても大部分の人はさらに再就職をす
るわけでございます。そういう場合に
は、やはり労力、能力とも相当に減退
することは確かでございますから、自
然に、給与の面につきましてもサービ
スの面につきましても、別な考え方は
持たれますけれども、それよりも老人

にどういふ職が適職かということをし
がすことが第一じゃないか、そういう
ことでもつていろいろな指導をしてい
くということも、西村個人の考えです
が、考えられるわけでございます。も
し、てこ入れをするということになれ
ば、そういうことにつきましても、私
労働省と連絡をとりまして十分研究を
してまいりたい、かように考えており
ますし、さらに政府委員から、ただい
まの質問については答弁をいたさせま
す。

○大山(正)政府委員 老人が生活をし
ていくには最低どのくらいの費用が
必要であらうかという御質問でござ
います。生活保護の数字ではだめだ
というお話でございますが、一応生活保
護においてどのくらい出るかというこ
とが現在の目安になるかと思ひいま
すので、その数字を申し上げますと、
世帯人員によつて非常に違うわけであ
ります。老人が一人て生活している
一人世帯の場合を考へてみますと、
一級地の場合で約五千円というのが日
常の生活費ということに相なつており
ますので、これに家賃を加えて考えな
くてはならぬと思ひますので、かりに
千五百円の家賃のところに入つておる
ということでありますれば、六千五百
円ぐらいが大体生活保護の基準になる
というように考えられますので、大体
いま申し上げましたような数字が最低
生活費というように考へてよろしいの
ではないか、かように考へておりま
す。

○田邊(誠)委員 軽費老人ホームに入
るのにどのくらい必要か知つていま
す。

○大山(正)政府委員 軽費老人ホーム

の現在の入所の費用は、月額七千円な
いし八千円ということになっておりま
す。

○田邊(誠)委員 大体生活保護を受け
ておる人たちの状態で、それよりも若
干上と見られる人たちがいま軽費老人
施設へ入つておる、こういう状態であ
りますから、これを見ましても大体
七、八千円というものが軽費老人ホー
ムに入る人たちの要する費用である、
こういう形になるわけでございませ
ん。

私はこまでいろいろとお答えをいた
だいてまいりまして、大臣にこの際あ
らためて、実は各種の年金の問題とあ
わせて、現在の不備をさらに指摘する
という気持ちには私にはございませ
ん。

しかし大臣おわかりのとおりでありま
して、福祉年金の問題につきまして
も、現在の千円というものは、これはち
やうど小づかいを使う額というものが大
体二千円くらい多い数字でござ
いますから、小づかいにもや足りる
か足らぬかということでございます。

小づかいをやるという意味合いで福祉
年金を設けるとすれば、それもけ
うでございませうけれども、そういう
意味合ひではないと思ふのでありまし
て、そういう点から、非常に現在の
各種の年金制度や助成法というのは、
老人に対してここに法律が規定せんと
するところの基本理念というものを決
して正しく書いておるとはまだまだ言
ひがたい現状である、こういうことを
私は理解をされたと思ふのでございま
す。

いろいろな問題をお聞きする前提と
して、いろいろな数字をお聞きしてま
いりました。もう一つだけお聞きして
おきたいのでありますけれども、こう

いう状態でございますから、今後のいろ
いろな施設や対策を講ずる際のウェー
トを一体どこに置くかという問題にも
関係してまいるのであります。おそ
らく老人層におけるところの被保護世
帯なり保護を受けるところの人たちと
いうのは、私は年々ふえておるのじや
ないかと思ふのでありまして、法案資
料等を拝見しましたところ、かなりそ
ういった状態というものが明らかで
ございます。三十二年には、被保護世帯、
被保護者の総数のうちで六十歳以上の
占める割合は一三・三%でありまし
けれども、三十七年七月には一六・四
%になっておる、こういう状態では
ございますから、老人の被保護世帯は年々
歳々ふえておる、こういう状態が明
らかでございませうけれども、一体この状
態というのは、今後やはりふえる傾
向にあるというようにわれわれは考
へておつていいわけですか。

○大山(正)政府委員 私どももそのよ
うに考へております。

○田邊(誠)委員 そういった点をお聞
きしてまいりまして、繰返すまでも
なく老人人口はふえていく、しかも生
活は不安定である、就職もなかなか困
難であるし、たとえ就職しても完全
な生活を維持するに足るだけの賃金
が保障されておらない、こういう状
態でございませうから、老人問題とい
うのは今後ますます重大な意味合ひを持
ち、好むと好まざるにかかわらず、政
府がさらに重大な決意を持つてこれに
対処しなければならぬ、こういうふう
になつてまいつたと思ふのでございま
す。私は大臣にたびたびお聞きをして
まいりましたけれども、特に私は、現在
の池田内閣のいわゆる所得増進計画の

推移を見てまいりまして、先ほど中
小企業の賃金と大企業の賃金の格差が
縮まってきたというお話がありませう
けれども、私はこの国会でも指摘いたし
まして、大臣もすでに御答弁をいたし
ましたように、必ずしも所得の格差は
縮まつてゐるとは言ひがたい、こうい
う状態でございますが、実はこの成長
経済下におけるところの所得の格差が
さらに著しい、こういう現在の状態の
中であつて、この経済事情が老人層に
及ぼす影響が、また私は非常に至大で
はないかと思ふのであります。大臣は
この点に対しては当然一言お認めにな
ると思ふのであります。大臣、そう
いうことになりませうね。

○西村国務大臣 やはり経済成長下の
現象といつたしまして弱者に非常に圧力
がかかるということ、その弱者という
のはからだの弱いということ、身体上
の問題のハンディキャップという意味
からいまして、老人もまさにそうで
ございます。また一方、いわゆる富ん
でいない人、貧しいというものにその圧
力がかかつていくと思ふのでございま
す。

〔柳谷委員長代理退席、委員長着席〕
しかし、こういうような状態をいしま
すれば、それこそ経済成長の目的とす
るところに合わないのでもございませう
から、経済成長を円滑にはかろうとす
るならば、その圧力のかかる部分に対
して、相当なてこ入れをしなければ経済
成長の目的とするところに沿わな
い、かように思ひますから、今後池田内閣は
経済成長をはかろうとするならば、そ
の弱者、圧力のかかる部分に対して十分
てこ入れをやつてこそ、十分目的を達
するのではなからうか、私はかように考

えておる次第でございます。

○田邊(誠)委員　そういう厚生大臣のお心がまえは、私は非常に重要だと思

うのでございませうけれども、しかし現在、具体的な施策の面になりますと、先ほど大臣が最初に予防線を張られまして、たように、この法律案の内容は必ずしも万般の対策を講ずるところまでいっておられない、こういう状態でございます。現在、池田内閣がいろいろと諸外国との比較をされる場合に、お手本にされるのは何と云ってもアメリカでございますが、私は必ずしもアメリカが、この面に対して他の欧州諸国に比べて先進国であるというふうには考えておりません、また実はいろいろ違った面における恵条件があると思うのでございませう、それは一応抜きにいたしまして、アメリカにおいてすらもこの老人福祉の問題に対しては非常に関心を払っておることは、私は注目しなければならぬと思うのでございませう。本年の二月の二十一日に、ケネディが議会に対して老人福祉に関する特別教書を送ったことは、すでに御承知であらうと思うのでございませうが、その中でケネディは、六十五歳以上の老人が病氣にかかった場合には、ひとつ社会衛生施設においてこの医療費を国でもって担当すべきである、第二番目には、低所得や中間の所得層の老人の者は、特別な税の減免をしなければならぬ、第三番目には、老人用の住宅の建設のために、低利の融資をすることをひとつ積極的にやろう、さらに第四番目に、老人の就業の促進をはかるべきである、こういう内容を盛った教書を送り、この立法を議会に対して要請したわけでありませう。私は

その中で時に注目すべきことは、やはりこれに対しては長期的な展望が必要

である、こういう観点でもって大統領

は、五年間にアメリカ政府は老人福祉に對して百億ドルの経費をつぎ込むことを予定をしたい、こういうことを実は繰り込んでおるのであります。五年間に百億ドルでございませうから、大体一年に直しまして約七千二百億円の額になるわけでございます。これと比較をいたしまして、実はそのあとでもって御答弁をいただくことはたいへん恐縮でございますけれども、しかしものにはたとえがございまして、アメリカがこれだけの熱意を持って老人福祉に取り組もうとしておる現状の中で、はたしてこの画期的といわれる老人福祉法を提案いたしました政府としては、これに要するところの——今年度予算としてすでに成立をいたしましたけれども、どのくらいの額を見込んで、この法律の裏づけとして具体的な対策に充てようとするのか、この際、ひとつ相対的にもの考えるという意味合いから、あらためてその総額に対して、前年度との比較においての数字をお示しいただきたい。

○大山(正)政府委員　本法案の關係の予算といたしましては、前年度が三十五億四千九百九十五万八千円、三十八年度予算といたしましては四十七億七千四百三十九万五千円でございます。もちろん本法案直接の關係の予算以外に、あるいは社会保険に關するいろいろな公費負担の問題、あるいは年金等の公費負担の予算というものを合わせて考えなければならぬわけでございますが、本法案直接の費用といたしましては、ただいま申し上げましたような数字

字でございませう。

○田邊(誠)委員　大臣いかがでござい

ましようか、私が言わなくてもケネディの老人福祉に對する特別教書はすでに御案内であらうと思うのであります、私は繰り返して申し上げます。アメリカに見習うというのを盛んにいわれておるわけでありませうが、やはり私は内容のある老人福祉を推進をする、こういう政府の心がまえの点から見まして、いま局長のお話のありました今年度予算がすべてではないと思ひますから、そういう観点で私はこれに對して追撃を与えようとするのではありませうが、今後の心がまえと対策といたしまして、ある程度やはり全般的な社会保険に對する対策を講ずべきであるということをししばしば申し上げておるのであります、事老人福祉に限っても、現在の時点におけるところのその重要性、今後の大きな課題としてこれが対処を要求されておるといふ現時点におきまして、アメリカのケネディがとったところのこういった思い切った一つの処置というものは、もちろんアメリカは軍事費等の増大等がありませうから、全体的に見た場合には、この予算がはたして日本の社会保険關係の予算と比較をして、どのくらいの開きがあるかということに對してにわかに即断はできませんけれども、いづれにしてもそういった考え方を打ち出しておるといふ点、こういった点を注目いたしますならば、わが国におけるところの老人福祉の行くえに對しても、政府はこの法案を出すと同時に一つの展望をお持ちでなければならぬ、こういうふうには私は考えるわけでありませうけれども、いまの私のアメ

カにおける状態等をお話をしましたこととにらみ合わせまして、政府は今後一つの具体的な長期展望というものを立てるところの御意思がございませうかどうか、あわせてひとつお聞かせいただきたいと思います。

○西村(國務)大臣　ケネディ教書のこと

につきましては、私もちょっと拝見をいたしました。いづれも非常にわれわれにとつて示唆に富んだこととございませう。しかしもう田邊委員も御案内のとおり、すべてにおいてアメリカと比較すべくありません。ただ今回の法案の提案に至りましたのは、どちらかと申しますと思想的に非常にまとめで、これをひとつ起点といたしまして今後肉づけをしていこう。したがいま後、今後老人福祉に對しまして、いまあなたが申されましたようないろいろな面につきまして、今後十分な施策をはかつていくことが老人のためののみならず、日本の繁榮のために当然の責務であると思つて、これを起点にいたしまして長期展望をいたして、明年度からの予算につきましても考慮したい、かように考えておる次第であります。

○田邊(誠)委員　今後いろいろと施策を講ずるといふ、こういうお気持ちがあることはわかりましたけれども、われわれとしてもやはり老人福祉法というものが、世論が言うように、ほんとうの意味におけるところの今後の老人憲章的な性格を持ち、これが軸となつて福祉対策というものが講じられていくという、こういう希望を実は持つておる老人なり国民の側から見た場合には、必ずしもその内容が一步前進のたまえであるというふうには見受けられない。実は予算的な面あるいは具体的な

施策の面において、まだ不十分である

ということをわれわれは指摘せざるを得ないのでございませう。もちろんこの

内容とする中には、いままでになくないいろいろな施策や、あるいはまた、現在までの対策のうちでもってさらにそれを充実したということも含まれておりますけれども、しかし私は、ただ単に總体の予算がふえたというだけであつて、たとえば国が出すところの、国が持つべき責任、国が負担すべきもの、こういう負担割合というものを、對しても、いままでの觀念以上に私は考えてやらなければならぬ点が多いのじやないかと思つております。輕費老人ホームに對する事務費を、今回がある程度持つということになりましたことを私は承知いたしておりましたが、その他の状態は、負担率等において変わつておらない、こういうぐあいにいわれておるのでありますけれども、今後これらの、私はただ単に額の増額でなくて、あるいはまたいままでのたとえば方針をふやす、あるいはまた各所の老人ホーム等の施設の増設なり新築を促進する、こういうことが必要であると同時に、やはり国なりあるいは地方自治体なりという、社会的にこれを解決し、これが責任を持つ、こういう体制を確立する意味合いからいいますと、国の負担率、補助率等も、当然私はやはり変えていくべき性質のものでないかと思つてございませうけれども、すべて一挙にこれが解決をされるという状態にはないと思ひます。思ひますけれども、だんだんにこれを変えていく必要があるのではないかと思つてございませう。たとえ

新しく建てる場合には、法人の場合には二分の一が公費負担というかつこうになるわけでございますけれども、これが実は、最初のそういう施策を打ち立てるといことが困難な事態に現在なりつつあるのではありません。これは地方公共団体であるというは法人であるうと、その他であっても同様でございます。そういった率の変更等に逐次手をつけていくというお気持ちがあらうか、この際ひとつ伺いしておきたいと思ひます。具体的にこれから手をつけるというふうなお考えがあればなおかつこうでありますけれども、あわせてひとつお聞かせいただきたいと思います。

○大山(正)政府委員 ただいまの施設整備費等につきましては補助率の問題でございますが、大体におきまして、いろいろな福祉施設を建設します場合には国が二分の一、都道府県が四分の一、それから私法人が四分の一という割合になっております。この補助率は実は全部のこの種の施設に通じておりますので、老人の施設についてだけ補助率をさらに改善するということは、なかなか困難な問題ではなからうかと思つております。さらにもう一つの問題は、補助率はこのようになっておりますが、実は予算上の単価がきわめて限定されておりますために、実質上このような補助率になっておらない、法人の持ち出し分が非常に多いという点で問題がございますので、この単価の問題をさらに改善していくというところが、施設側にとりましてかなり有利な解決の方法ではあるまいかということと考えますし、さらに自己負担分につきまして、社会福祉事業振興会なり

その他からの融資の面についてあつせんし、あるいはそれを低利にするという面についてもひとつ努力してまいりたい、かように考える次第でございます。補助率の点も、確かに御指摘のようになにを改善することが望ましいのでございますが、しかし全般的な問題といたしまして、見通しはなかなかむずかしい問題ではないか、かように考へております。

○田邊(誠)委員 実はそういった内容の改善等もはかられながら、この対策が逐次前進をするところに私は大きな意味合いがあるうと思ふのでございまして、これらについて、さらにひとつ前進をするところのお考え方を保持して対処されるように私は希望したいのでございませう。

いろいろと全体的な御質問をしてまいりましたが、なお実は他の環境衛生やいろいろな施策との関連等の問題もございませうけれども、それらはあとで伺ひをいたすことにいたしまして、具体的な法律案の内容に対して、とりあえず逐次伺ひしてみたいと思ひます。

いろいろな施策があるわけでございますが、一番最初に大臣にお聞きをいたしまして、老人福祉の増進することとは、老人に対する敬愛の念からまず出発することが必要である、こういうお話がございました。たいへん教えられるところが多かったのでありますけれども、私が最初指摘をいたしました一つの問題として、老人の日というものがここにございます。そして老人の日には、実はたいへんいい行事が行なわれてきておるわけでありませう。長生きをしたことに対するお祝いをしたり、

表彰したりするというのがやられてきたり、あるいはいろいろな慰安や娯楽の催しがございます。中には、私のところのように温泉の多いところでは、温泉に行つて保養してもらいたいというような話があつたり、あんまさんや理髪者が収容施設に來まして、きれいな髪を切らせてくれるというやうなことをやつてくれる、あるいは観劇の割引券をくれて、それに参加をせたり、中には日本舞踊や浪花節等をうなつてくれる人もございませうが、こゝういふやうなことを実は老人の日にやつてきたんです。これが実は繰り返されてきたんです。私は、そのこと自身が間違つておるか、あるいは足りないかといふことではないのであります。

けれども、見た目には非常にはなやなといひまじやうか、非常ににぎやかかといふ一日が送られるわけでございますけれども、何か、きょうみたいになにが静かに質問をいたしておりましたと、あとと終つてもあまり感激がありませんが、大きな声を出したあとといふものは、かえつてさびしさを感ずるわけですね。それと同じように、老人の日といふことで一日にぎやかにしてもらつたあとと三百六十日かといふものは、非常ににぎやかなさびしさを感ずる、こゝういふやつに実はなごちであると思ひます。私は、老人の日といふものを持つ意味合いといふものは、こゝういふ各種の行事をやることも一つの手段ではございませうけれども、その繰返しだけで済ますのは、ほんとうの意味合いにおける老人福祉の一環として、これを重要な柱として意義づけるわけにはいかないのではないかと思ふのでございませう。これはいままでの経

験に照らしまして、民間で自主的にいろいろやつてきた行事が多かつたことは事実でありますけれども、この法案の中にこれを一つの重要な柱としたゆゑんをお聞かせいただきまして、さらにひとつ十分な理解を得るといふ道があらうと思ひます。この際お知らせをいただきましたと思ひます。

○大山(正)政府委員 老人の日につきましては、ただいまお話がありましたとおり、昭和二十五年以来行なわれておりました、大市民間の運動といたしまして年寄りの日、あるいは年寄りの週間といふことで、老人に対するいろいろな行事が行なわれておりますので、老人福祉法が制定されます際に、これをぜひ老人の日といふことでこの法律にも取り上げたい、こゝういふやうな趣旨で案をつくられたわけでございますが、お話のように、その日だけ老人を大切にしたいとは知らない、あとはさびしくなるといふことでは全くこの趣旨にもとるわけではございまして、そういう老人敬愛、老人福祉の思想を高めるためにこゝういふ日を設けるわけでございますから、その日を契機といたしまして、老人福祉の思想がさらに一般国民の間に關心と理解を高めるといふ趣旨で設けられ、また実行されなければならぬ。われわれとしてもそういう趣旨で進めてまいりたい、かように考へております。

○田邊(誠)委員 いま局長は、老人の日の非常に重要な意味合いといふものをPRといひまじやうか、理解をさせ、こゝういふことを言われましてけれども、私はやはりこの点をさらに重要視して、老人そのものに對していろいろな慰安をしたり、慰めてやるという

ことももちろん続けなければならぬこととありますけれども、それと同時に、老人の日なら老人の日といふものを制定いたしました一つの意味合いといふもの、それを柱とするところの老人福祉といふものが非常に重要だといふことを一般の国民によく理解をさせて、それに対するところの關心と協力を得せしめるという態勢をつくることにも、私はやはり十分心がけを用いてもらなければならぬじやないか、こゝういふように実は考へておるわけでありませうが、ちよつと否足らずの御答へでございますけれども、私のいま話をいたしました点で御理解をいただきまするならば、その方向に向かつてさらにひとつ努力をお願いしたいと思ひます。よろしくうございませう。

○大山(正)政府委員 全く御趣旨のとおりであると思ひますので、その線でひとつ努力したいと思ひております。

○田邊(誠)委員 それでは法案に対する具体的な質問にいま入つたところでございませうが、さらに明日続けて質問をさせていただきますことにいたしましたので、本日はこれで一応打ち切りしたいと思います。

○秋田委員長 本日はこの程度にとどめ、次回は三十日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時十一分散会